

同前の屋ノ下

一 山畠 壹畝六歩 同人

上畠 貳拾五歩

山畠 壹段壹畝十五歩

切野 貳段八畝五歩

3 2 - 2 銀山町の運上金

外録銀山御用留之内覚書抜より P163

御山内店御運上之儀左之通奉伺候

- 一、酒売店并宿屋 月々銀六匁 但 一日銀貳分之当
 - 一、豆腐商売并小商人之者 銀三匁 但 同壹分之当
 - 一、日々渡世稼之者共老人、家主 月々銀壹匁五分ツツ
 - 一、日雇日々稼之者 一日三厘ツツ
 - 一、髪結床 一ヶ月銀六匁ツツ
 - 一、穀物商人并肴売店 月々銀四匁五分ツツ 但 一日壹分五厘之当
- 右之外見計御運上相納為申候事

3 2 - 3 口屋番所

「宮崎県史 通史編 近世上」P224

前にも述べたように、(延岡)藩領は南北200キロメートルのなかで、大別して3か所に分散している。これをみただけでも、藩領支配の難しさが想像されよう。このため藩では、城附地と高千穂郷の要衝、国境や陸上・河川交通の要所や港の21か所におよぶ口屋番所と、特に重要な口屋番所には小口番8か所と13の小道番、さらに1か所の東見番所を設置し、流通物資からの口銀徴収をはじめとする統制、他領との国境警備や領内の治安維持に当たった。口屋番所には1~4名の番役人(下士扱)が常住したが、これらの制度は牧野氏以来の継続である。

「五ヶ瀬町史」P92~93

有馬氏の時代で特記すべきは御番所の設置である。

(略)

幕府の関所をまねて地方の大名が設けたのが「御番所」であって、これは領内から出る物品や領外から購入する物品に対して税を徴収するのが目的で、言わば現在の税関に相当する施設であった。もちろん通行人の取締りもしたが、その方は二番目で主目的

は物品税であった。有馬直純はその奥方日向御前の湯沐料（化粧品）にあてるために御番所を設けたと言われている。

（略）

有馬氏が設置した御番所は次の通りである。

- 一、河内（日向、肥後、豊後三国境界 河内）
- 一、飛瀬口（肥後境界 五ヶ瀬町鞍岡道ノ上）
- 一、廻り瀨（肥後境界 五ヶ瀬町三ヶ所巡瀨）
- 一、波帰瀨（肥後境界 五ヶ瀬町桑ノ内波帰）
- 一、三本松（豊後境界 高千穂町上岩戸）
- 一、八戸（豊後境界 北川町）
- 一、笹野（高鍋藩境界 日向市）
- 一、宮野浦（豊後境界 北浦町）
- 一、穂北（米良境界 西都市）
- 一、黒生野（佐土原藩境界 西都市）
- 一、下別府津口（那珂郡下別府津口 宮崎）

以上 11 ケ所の内 5 ケ所が高千穂庄にあるのであるが、その中 3 ケ所が五ヶ瀬町内にあって、辺境の重要性もさることながら、実は隣国肥後からの肥後米の移入を重視したのではないかと思われる。

御番所の役人は、主任は延岡本藩から下級武士を出張させ、その相役として高千穂の小侍を任用し、小侍の中から各御番所を何ヶ月か交代で勤務させた。この御番所の事を「御口屋」ともいい、番所勤務を御口屋番とも言った。

3 2 - 4 猪鹿の立庭

渡辺尚志・五味文彦編「新体系日本史 3 土地所有史」P99~100

1041（長久 2）年 3 月 5 日の藤原実遠紛失状案は、伊賀国名張郡周智郡内の「田畠并 40 町」（名張盆地の南）を禪林寺座主深観に「貢進」するために作成された紛失状の控である。ここには「件の荒野の地、先祖相伝の領地なり、しかるに彼の郡往昔住人死去逃亡の後、1 人の住人無く、数十年に及ぶなり、したがって則ち荒蕪藪沢荆棘の荒野となり、猪鹿の立庭となるなり」という有名な記述がある（東大寺文書「平安遺文」588 号）。

平安中期・後期には、このような猪鹿の立庭となる「荒野」「常々荒野」「無主荒野」「田代荒野」などが史料に大量に出現するが、これは、二つの具体的事例からも明らかのように、この時期の気象変動と対応した自然環境の変化がもたらした荒野を示していることはまちがいない。

中澤克昭「中世の鷹狩に関する研究の動向と課題」（九州大学学術研究リポジトリ）

そうした中であって、黒田日出男氏が「猪鹿之庭」こついで考察した先見性は特筆に値しよう。長久2年（1041）3月の藤原実遠公驗紛失状案によれば、「名張郡周智郷内田畠井捧拾町」は実遠の「先祖相伝之所領」であるが、数十年も住人がいなかったため、「荒野」と化し、「猪鹿之立庭」になっているという。黒田氏は、この「猪鹿之立庭」について、庄園寄進・再開発を正当化するために用いられた表現であったと指摘し、「立庭」という言葉が民俗学で報告されている狩猟語葉の「タテニワ」と共通することなどから、実遠はここに狩場も設定しようとしたのかもしれないと推理している。「立てる」に、「動物を追いたてる」「鳥を飛び立たせる」という意味があったことは確かで、方言にも「猟犬が獲物に掛かる」（栃木県安蘇郡）や「獲物を追う」（群馬県多野郡）、「獲物が逃げないように囲む」（仙台）などを「たてる」と言う例がある。しかし、「猪鹿之立庭」＝狩場という解釈は成り立たない。

「長久6年」（寛徳、2年、1045）あるいは「長久元年」の大隈国符案（憂明寺文書）によれば、同国贈於郡中に位置した妻明寺の山は「猪鹿之堵」すなわち猪や鹿の生息地だったが、寺を建立した後、領内での狩猟停止を命じたという。また、寛治6年（1092）正月、下野国薬師寺の慶順は東大寺別当に対して、伽藍が「荒野」と成っているのを再建したいと訴えているが、その際、伽藍の破壊・顛倒がはなはだしく、「猪鹿之藪」になっていると説明した（下野国薬師寺僧慶順解案、東大寺文書4ノ40）。建久3年（1192）9月には、重源が東大寺領の播磨国大部庄内の、その名も「鹿野原」という一所を開発しようとする際、この「鹿原野」は「荒野」となっていて耕作をする人がなく、「猪鹿之栖」となり、地味を失っていた場所だと説明している（僧重源下文、播磨浄土寺文書）。「猪鹿之立庭」が、これらと同じ文脈で用いられていることはあきらかであろう。それは、「猪や鹿のナワパリ」になっているという意味であって、狩庭という人間のナワパリ（になる土地）を意味しているとは考えられないのである。

史料に見える「狩地」「狩場」「狩庭」そして「狩倉」などが、単なる「山野」と区別されていたことは、譲状や訴状などで、「山野」と「狩倉」とが書き分けられていること（市河文書、中野仲能訴状案など）からもあきらかであろう。また、皮革の生産（供給源）は「狩倉」の一面に過ぎない。安芸国三入荘地頭得分田畠等配分注文によれば、嘉禎元年（1235）11月、地頭熊谷氏一族内で所領配分が行われた時に、荘内を貫流する川を境として東西に狩蔵山を二分しているが（熊谷家文書）、その際、「狩蔵山」が「庄内諸社」に続けて記されていることは、神社と狩倉とが密接な関係にあったことを示唆する。鷹狩に関する語葉と実態との関係については、今後の課題であろう。例えば、16世紀に「鷹野」・「鷹山」が鷹狩と同義で用いられていたことは、『蜂川親俊日記』や『言継卿記』をはじめとする同時代の古記録からもあきらかである。近世に一般的な「鷹場」は、16世紀以前にはその用例をほとんど見出せない。こうした、獵場そのものを指し示す語葉の消長を確認し、その背景を考えることも必要だろう。